

一般財団法人武蔵野市開発公社まちづくり活動等支援金支出要綱

(令和2年4月1日要綱第4号)

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）がまちづくり活動等に関する支援金（以下、「支援金等」という。）を支出することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業及び支援対象者)

第2条 支援金等の支出対象となる事業（以下、「支援対象事業」という。）は、地域の活性化を図ることを目的とし、支援対象者は、武蔵野市内にあり、当該事業を実施する団体とする。

(種別及び範囲)

第3条 支援金等の種別及び支出範囲等は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 祝金 武蔵野市内で執り行なわれる地域的慣習行事について支出する。ただし、一般財団法人武蔵野市開発公社交際費支出準要綱第2条第1項第1号に定めるものと重複して支出してはならない。
 - (2) 協賛金 武蔵野市内で商業者及び商業団体等が開催する催事について支出する。ただし、公社が開催に関与する催事については、この限りではない。
 - (3) 助成金 新規又は既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動及び地域の活性化に資する活動について支出する。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、公社理事長（以下、「理事長」という。）が特に必要と認めるもの
- 2 前項の各号について重複して支出してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長は特に必要と認めるときは、同項に規定する支出範囲に関わらず支出することができる。

(支出制限)

第4条 理事長は、支援対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金等の支出を許可しないものとする。

- (1) 支出範囲に合致しないもの
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業

- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の利益になるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援金等を支出することが適当ではないと認められるもの

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援金等の支出の決定については、別に定めるところによるものとする。

（補足）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。